

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: [shakaitsushin@nifty.com](mailto:shakaitsushin@nifty.com)

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

## くもくごう

### ■巻頭言■

#### 階級的労働運動の再構築

滝野 忠・・・2

――連合路線の誤りはどこか――

実践と理論結びつけた10年間 蓑輪 泰臣・・・3

――国労上野反合研合宿におじゃましました――

資本家階級に子ども手当は必要か 佐々木一雄・・・7

――混迷の度を深める「普遍主義」(一)――

読者からのおたより

・・・・・・・・・・・・・・13

# 旬刊社会通信

NO.1300 二〇一九年十一月十五日号

二〇一九年十一月十五日発行  
(毎月一日・一五日二回発行)

## 階級的労働運動の再構築

連合路線の誤りはどこか

連合は19春闘で「上げ幅より賃金の絶対水準」と、底上げ・底支え・格差是正を正面に掲げた。「上げ幅より」はごまかし、大企業労働者の賃金は高い、したがって要求しない。なぜなら、「上げ幅では格差はさらに大きくなる」が、その論理だ。

20春闘方針は「賃金水準闘争を強くしていくための体制整備をはかる」と、「賃金水準」を前面に出した。その要求と考えは、「社会全体に賃上げを促すためにマクロの視点で必要な賃上げ（底上げ）」と、中小組合や有期・短時間・契約等で働く者の賃金の働きの価値に見合った水準へと引き上げるための社会的横断的な水準（格差是正）、企業で働くすべての労働者の安心・安定につながる企業内最低賃金協定の水準（底支え）を設定する」というもの。

要求は「定昇相当分2%」と「個人消費を促し、『経済の自立的成長』『社会の持続性』に寄与する観点と、構成組織職の『底上げ』『底支え』『格差是正』に寄与する観点2%程度」の「4%程度」、企業内最低賃金の最低到達水準を時給1100円以上。要求方法は社会全体の賃上げ「底上げ」、中小企業や非正規雇用の水準引き上げ「格差是正」、企業内最賃協定の底支え」、さらに最低到達水準、目標水準とややこしい。

なんでこんなにややこしい要求になるのか。方針案に「賃金は労働の対価」とある。この考えは資本家流の賃金論だ。なぜなら、賃金は一日の全労働に対する支払いとみえるから。労働とは労働力の使用価値であり、労働をいくらつままわしても実体をみることはできない。空っぽの規定である。だから、「働きの価値に見合った賃金の絶対額にこだわり」と声を張り上げ、叫んでみても、一日の労働に公正な賃金を払えるというにすぎぬ。ここには階級関係が消されているのである。

賃金は労働力の価格である。したがって、賃金は労働者とその家族の全生計費である。これは労働者にとってイロハの問題である。これが、連合の要求根拠にない。だから、連合の賃金要求は宙に浮いた風船でしかない。

なんでこんな要求になるのか。第一は先に述べた「賃金は労働の対価」との誤った賃金理論に立っていること、第二はその反動である「生産性三原則」にもとづいた賃上げ、つまり生産性向上推進を賃上げの前提としていること、第三に資本主義の評価がある。連合は社会主義をファシズムと同列、いやそれ以上に社会主義を嫌う、したがって第四に「賃金は労働力の価格」という思想にはげしい敵意を抱いていることがある。

資本主義の発展は、同時に矛盾の拡大とその発展である。連合のさまざまな方針、文書は資本主義が生み出す矛盾を現象として並びたてるだけ。矛盾は次から次へと生まれる。矛盾の根本はなにか。なから矛盾が生まれてくるかにはいつさいふれない。労働者に必要なことは、これを考え勉強することである。連合の大幹部にこれを求めることはできない。労働運動強化―階級的労働運動の再構築―には、かつて三池の労働者が切り拓いた道―理論を学び、現象を本質から解きほぐし、仲間と話し合い、たたかいを共にする―を、地道に拡大する他ない。労働者階級こそが歴史をつくる、

なぜなら労働者階級こそが全社会の富をつくる主人であり、学習とたたかひのなかで人間として成長するからであり、資本主義はその条件をつくるからである。(滝野忠)

## 実践と理論結びつけた10年間

― 国労上野反合研合宿におじゃましました ―

### 毎日が楽しくなった

私は現在、八王子の地で「共産党宣言」の古典勉強を滝野さんに来ていただき毎月行っています。46年前に初めて「共産党宣言」を知り、読んでみただけのもの、今思えば「かじった」だけでした。その内容の奥深さを知り始めたのが、時がたった今の勉強会です。心境を言えば、なぞなぞクイズが少しずつ解け始めたウキウキ気分です。

46年間の組合活動をはじめとした様々な苦労、経験の積み重ねが少しずつ身につけてきたのかなと、勝手に思い始めています。そうになると、もつといろいろな方々と関わり、勉強したいとの思いがわき始め、国労仙台の学習、交流会合宿、私鉄バス乗務員の交流会、上野反合研の合宿に参加する意欲が出てきました。

### 合宿

今回は、上野反合研合宿におじゃましての感想を報告します。

**歴史探訪** 2019年10月6日、7日の一泊2日、埼玉県小鹿野町の国民宿舎(両神荘)です。熊谷駅に集合してレンタカーで出発、途中「渋沢栄一」記念館、生地立ち寄りしました。「渋沢栄一」資料から、「近代日本経済の父」とあります。

1840年農家(地主)の生まれ、第一国立銀行をはじめ設立に関わった企業は500余に及びます。富岡製糸場もその一つ、600以上の社会福祉事業にも関わっています。日本女子大学開校をはじめ、各大学の開校にも尽力しています。1931年に亡くなるまで国際親善にも貢献しています、と書かれています。これ本当かな、後日掲載されるだろう森さんの「渋沢栄一」論をお楽しみに。

**ソバ** 昼食はそば屋(麦香素)で天ぷらそば、大盛りの天ぷらに比べ少しそばの量が少ない、それぞれから「そばもう少し欲しいね」との声に「お店の看板に腹八分がいい」とあったよ、の一言でみんな納得です。

ビックリしたのはソバ屋さんの名で「麦香素」、名刺には「ばつかす」とありました。帰宅後、調べてみましたらローマ神話の「酒の神」とあります。店主、インテリなんですね。

さすがに鉄道員、時間通りに14時から学習・討論がはじまりました。第一のテーマは、国労本部大会、エリア大会、地方大会、三支部交流会の議論を参考にしつつ、今後の国労運動をどうするかについて意見交換、職場からの反合理化・権利闘争をどうするか、自分及び周辺の職場で運動を作る、若い人を組織する、とあります。

**学習会** 個々の報告を聞きながら感じたことは、参加者一人ひとりが、本当にまじめに、真剣に、国労の現状、職場の劣悪な環境、組織拡大の重要性を自分の問題として考えていることです。だからこそ悩みも深いし、うまくいかないことへのジレンマも

深い、しかし、この厚い壁にたじろぐことなく、「どうにかしなければ」ともがき苦しむ仲間たちが、定例の交流と学習で展望を切り開こうとしている姿勢に感動です。

代表のSさんから「2009年から始めた反合研は10年になる。生産性向上運動は会社の儲けを増やす以外の何物でもない。しかし、残念だが反論できていない。70年マル生闘争は生産性向上運動に真っ向から闘った。生産性向上の本身、意味を広めていこう。職場から運動を作る。三支部交流で学んできたこと、36協定、職場代表選挙の取り組み、展望について議論していきたい。国労運動はこのままでいいのか、中長期的にとらえて議論していこう」と挨拶があり、参加者から報告を受けました。

## 報告

**AさんⅡ組合不要論の会社攻撃の中で** 労働組合に入っていない社員が東日本管内で2万人とも言われている中、社友会が各職場単位、支社単位で結成されています。私の職場でも、未加入者を中心に委員会活動が取り組まれ、このグループにはいらないと変革2027を唱える会社の姿勢と逆行しているダメ社員、会社の施策に非協力的な社員という評価をされかねない。試験にも受からないという風潮が作られつつある。

高い組合費を払ってまで労働組合に・・・という若い社員の気持ちを、やっぱり組合は必要なんだ・・・と思えるように変えるにはどうすればいいのか？ どんな取り組みが必要なのか。職場が基本。職場からガンバレだけの掛け声だけでは大きな流れを作り出すのは大変厳しい。具体的にどう闘いに結び付けていくのか、問われています。運動はみんなと一緒に作っていくもの・幹部請負にならない為に、今の職場で出来ること、支部段階で出来ることを一つ一つ丁寧に掘り起こし、やりきれなかったこととの自分への厳しい総括も必要です。まさに、根性を据えて取り組みをしなければならぬと思います。

**BさんⅡ職場代表選挙** 分会役員経験者が退職、卒業していく中、分会の基本活動の維持、機能を保持し、運動の継承、強化、拡大をどうして行くのか大きな課題である。

これまで「分会再編・統合」「集まる場への呼びかけ」「若い組合員を対象とした会議・交流会」「業務改革と生産性向上をセットした会社施策との闘い」「職場過半数代表選挙での闘い」「国労代議員選挙での取り組み」など行ってきた。

今年の分会活動実態調査（25分会中16分会提出）では、分会大会開催15、執行委員会12、分会集会11と、適宜開催も含めた数字が集約され、内容では「執行部のみで開催・あまり積極的に活動していない・大きな問題はない」と報告されている。また、職場要求集約、ニュース配布、会議参加状況、支部大会代議員選出も苦勞するなど様々な事柄で職場・分会活動が低迷している。

組合員減、働かされ様、意識の変化などあるが、職場で基本的な活動を担う組合員が少なくなっている。一方、職場過半数代表選挙では、支部の提起に応じ職場の奮闘があった。このことをどう活かしていくのが重要と考える。どう考えますか？

**CさんⅡ諸葛孔明** 会社は労働組合不要論の展開を強めてきています。組合員もその認識に立っています。大会の挨拶や発言を聞いてみると、その認識の中でも「会社が

何とかしてくれる。会社とうまくやれば、修善寺大会以降の兵糧攻めにはあわないだろう」なんて、淡い期待感を抱いている役員、活動家、組合員も多くいるようです。「資本はそんな甘くない、知っているじゃないか」と言いたい。

諸葛孔明の言葉を借りれば「座して死ぬよりは、出て活路を見出さん」の思いで学習と実践を自らどう展開していくのか、自らが職場で掛けられている生産性向上の攻撃に負けない「8時間へのこだわり」をしつかり持ち続けていきます。

**DさんⅡ会社は要求先取り** 国労機関の問題として、会社施策に対して、労組としての考え方を持っていない。グループ経営ビジョン「変革2027」を労組として、どのような対策を立てていくのか、団交では、改善等は無理な話で、職場から努力をというのも。現状では、職場で話ができるが、改善をという話にはなっていない。会社は、職場環境等改善をして、先に手を打ち職場の要求を今のところ、うのみにして、ほとんど何でも買入れている。その為、職場から要求が上がってこない。

未加入者の増大とともに「変革2017」が公表をされ、矢継ぎ早に施策が出され、会議がなかなかできない状況でした。また、施策に対する団交もなかなか出来ず仕舞いでした。ひとりの組合員ということ、もうすぐ退職だからということがあり、どうすれば、組合員に寄り添うことが出来るか課題です。

**言葉につまる報告者** ある報告者は、自身の報告文を読みながら、言葉に詰まる場面もあり、文章に刻まれた並々ならぬ思いを感じたのは私だけではありませんでした。

「組合の素晴らしさを見させてきたが、しかし、加入してこない」「今後の国労運動に何ものこせないで辞めてしまうのは」「自分は正しいことを言っているつもりだが受け入れてくれない」など、現場の現実の厳しさを感ぜさせる話も出されました。

### 資本主義社会の絶対法則「合理化」

話を聞きながら、自分なりの気持ちを書き留めてみました。「どう見ても、会社側と組合側の力関係を見れば歴然としている。ましてや、政治の力関係と無関係に労働組合だけが強くなることはできない。宣伝扇動は敵のほうに資本金も含めて圧倒している。成果を期待しすぎないこと。少しの出来事で動じないこと。現象を小さく、狭く見ないこと。」

「絶対」がある。それは、資本主義社会である限り「合理化」は永遠に続く、そして、より深くその犠牲は現場の労働者に常に襲い掛かってくる。これは真実である。ここに敵の弱さがあふれている。この事実を私たちが暴露し続けること。様々なものを活用して、まさに資本との理論闘争である。敵の脆弱点に食らいつく者には敵の容赦ない攻撃（孤立化）が待っている。敵も必死だからこそ、この上野反合研の存在の意義があるのでは。支えあい、学びあう仲間たちの集まりが。

一日目の議論を終えた後は、普段の疲れを癒すため、メタホウ酸温泉にのんびりとなつかりながら語らいを楽しむ。露天風呂もなかなかのものです。

合宿の楽しみは夕食時のおいしい料理、おのずと口が滑らかになってきます。参加者一人一人の近況報告、苦労を共にする仲間たち、お酒も進みます。

## 理論学習 「生産性運動」理論批判

二日目の朝です。朝風呂に入りリフレッシェ、第二テーマの学習会に臨みます。

9時から始まった理論学習のテーマ「生産性運動批判」（小島恒久）とあります。まず、国労本部機関誌「国労文化」1971年3月号『「生産性運動」理論批判』（小島恒久）の長文を一時間かけて読み合わせをしました。その後、レポーターの森さんから内容の説明を受けての議論へと進んでいきます。なぜ今「生産性向上運動」理論批判なのか、と不思議に感じていましたが、説明を受けて納得です。JR東日本が「業務改革と生産性向上」を前面に打ち出してきている。まさに、「資本の論理対労働者思想の全面対決の模様となっている」と言えそうです。

JR東日本の主張は、「生産性の向上により、事業の成果や利益が生み出され、次なる成長に向けた人材や設備、技術などへの投資が活性化します。その結果、安全やサービス品質の向上、社員の能力向上および新たな価値の創造に結びつき、生産性はより一層向上していくとともに、社員の働きがいも向上していきます。この好循環を生み出すためには、社員一人ひとりが日ごろの業務を通じて、不断の改善に取り組むことが欠かせません。新しい時代を創っていく当事者であるという自覚と気概をもって、自らの使命を果たしていきましょう」と書かれています。

具体的にはどのように実現していくのか、ということ、「当社においては、主に業務の改革などを通じ、より少ないインプット（資源や費用など）で、より大きなアウトプット（成果や利益など）を得ることで生産性を向上させていきます。」とあり、より具体的施策では、ワンマン運転、自動運転技術の活用、ムラ・ムダの排除、等々書かれています。共産党宣言を読んでいるようです。（資本主義社会、ブルジョア階級の本質が見えてきます）

レポートは、はじめにから始まり1、当局の生産性理論、2、われわれの理論、3、資本家のもうけはどこから生じるか、4、生産性向上と特別剰余価値、5、雇用は拡大するか、6、資本主義的合理化と社会主義的合理化の6項目で丁寧の説明がされました。例えば、3項では、資本のもうけは、可変資本（労働者）が生み出し、不変資本（生産手段）から生まれるものではないが、資本家は彼の投じた総資本が生み出すものだと考え、「資本の生産性」を強調する。不変資本までもがもうけを生み出すかのようにみせかけ、自分の得る利潤を正当化しようとする、などのように。

議論の声を拾ってみると、「国労の考え方も、会社の考え方も変わらなくなっている。会社が儲かることで賃金も増えるなどの考えになってきている。まさに労使協調である。我々の運動が異端児扱いされる。」など出されました。

## まとめ 種をまき続ける

学習会の最後のまとめはKさんです。「一言でいうと種をまき続けることである。変だなくとか、気が付いたことを若い人たちに声かけられるのかどうかである。そして、仲間が集まり、そこで議論しあう。このことを積み重ねていくしかない。ぶれることなく、自分の職場で運動をつくり、若い人を組織していく。この意識を常に頭の中に置いておくことが大事」と話されました。

学習・交流会の翌日、八王子の地で「共産党宣言」の勉強会でした。前日までの上野反合研の議論を頭に浮かべての古典学習、50〜52頁、ノートを広げるといろいろ書いてあります。発展の過程、階級意識の高まりの中で本来組織ができてくる。史的唯物論の捉え方が必要、資本主義が続く限り相手の攻撃は続く。闘いの中で労働者思想を高めることが社会主義の基礎条件。今の労働者も必ず変化していく、変化、発展の思想で今の物事を考えていくことが重要。窮乏化法則、反撃の条件を資本主義が作り出している。ここが搾取である。

JR東の生産性向上運動は思想攻撃である。これに対してわれわれの思想闘争、論争がある。労働者同士を競争させ、対立を作り、団結をさせないような思想攻撃を仕掛けてくる。これが一番の支配のやり方。わかりやすい社会になったともいえる。背広一着50万円、企業の社長と比べる必要がある。労働者の世界と資本家の世界は全く違う。

「何かいい手がないか」を考え始めるようになる。思想の弱さである。社会の発展とともに、抵抗が労働者を成長させる。

改めて思うことは、「共産党宣言」に書かれている通り資本主義社会、階級社会は進んでいる。やはり「科学」の本ですね。物事を史的唯物論の思想で捉えることの重要性を痛感させられています。自分がぶれない為にも。

さて、報告の最後となりました。気分を一新、車を三峯神社へと走らせます。最後はやはり「神」頼みなのか、いやいや、歴史を探索する意味ですね。昼食も済ませて帰路へと向かいます。途中の秩父駅で私は下車してお別れです。上野反合研の皆さん、おじやまさせていただきますありがとうございました。(養輪 泰臣)

## 資本家階級に子ども手当は必要か

### ― 混迷の度を深める「普遍主義」(一) ―

#### 一、経過

参議院選闘争が終わり、新社会党内部では、党の社会保障政策の在り方をめぐって三度目の討論が始まろうとしている。

**B I とつぜんの提起** まず経過を簡単に整理しておこう。この討論のそもそものはじまりは、一昨年の党大会であった。執行部がベーシックインカム(B I II 基礎的生活給付)という耳慣れない概念を唐突に持ち出して、これこそがこれからの社会保障政策だと言い始めたのである。このベーシックインカム、具体的にはどういう内容かという点、「金持ちにも貧乏人にも」、つまり国民の一人ひとりに対して無差別に「月額十万円程度を給付」する、というものである。ちよつぱりむずかしく、理念的な私たちで言い直せば、社会保障政策を「選別主義」から「所得制限のない普遍主義」へと転換させていく、ということであるらしい。そして、これを次回大会において党の「中期政策」の「補強」というかたちで採用していこう、と提案してきたのである。

**疑問 反対意見続出** しかし、党員の多くから疑問や反対意見が続出した。その内容は多岐にわたったが、底に流れていたのは、「なぜ金持ちに対してまで貧乏人と平

等な給付を行わなければならないのか」という、素朴かつ真つ当な階級的反感である。結果、採決は見送られ、執行部は次回大会（昨年度大会）では議案の出し直しを余儀なくされた。

だが、出し直された議案に対しても、多くの党員は納得しなかった。たしかに執行部は、ベーシックインカムについては「今後の研究課題」という位置づけに「後退」させてみせた。だがそれに代えて、執行部からは、「憲法の社会権条項」を党が「一人ひとりの権利」として政策的に「具体化する」にあたっての「基準」なるものが提案され、そのなかに「一人ひとりには給付を受ける権利において平等である」なる文言が含まれていたのである。一見して明らかないように、これは、社会保障政策を「選別主義」から「普遍主義」へと転換させるということである。そしてその先にあるものこそ、ベーシックインカムの導入にはかならない。いったんこの「基準」が「基準」として認められてしまえば、ベーシックインカムを党の政策として採用するに際しての一切の障害が消滅する。そしてまた、このようにして障害を消滅させるための、ただそのためだけの「基準」の制定であることは明白である。

**再提案** 執行部の再提案は実に奇妙なものである。いわば、道路の建設計画が騒音の発生に反対する住民運動によつて頓挫したにもかかわらず、「再提案だ」と称して、「まずは道路を建設しましょう、ただし実際にそこを通行できるようにするかどうかはみなさんといっしょに『今後の研究課題』にさせていただきます」と言い出すようなものである。こうした「再提案」が通ると本気で思っているなら、そのおめでたさは相当なものであると言わなければなるまい。この場合、あり得るギリギリの再提案は、（自らのメンツは保ちたいが住民とも対話できる関係は維持したいというのであれば、）建設するかどうかも含めて「今後の研究課題」とするということ以外にはないだろう。もともと、それで住民側が納得するかどうかはまったくの別問題である。

結局、執行部の再提案はまたもや多くの党員の反対にあい、再び採決は見送られた。だが執行部は、再提案の「取り下げ」を求める代議員の要請に対しては頑として応じず、「来年度の大会では必ず採決する」と息巻き、断固として譲ろうとしなかった。そしてその状態のまま、前回大会（昨年度大会）は終了した。以上がここまでの経過である。

## 二、再提案「普遍主義」

**金持ちにも** なぜ執行部は、「普遍主義」やらベーシックインカムにここまでこだわるのであるのか。様々な文書を読み解くかぎり、その主張の柱は、およそ次のようなものである。すなわち、現代の新自由主義的な資本主義の展開により、ワーキングプアや職にすらつけない貧困層がますます増大しているが、これらの人々は労働組合も持てず、また必要な社会保障を受けようとしても、現行の選別主義的な社会保障政策では申請や受給に当たつての財産調査などでさまざまな差別・いやがらせ・恥辱感が伴うがために、多くの受給漏れが生じてしまっている、こうした事態をなくすためには、財産調査なしに、金持ちにも貧乏人にも無条件で一律的な給付

を行うしかない、そうすれば、受給漏れもなくなり、恥辱感を与えることもなく、必要な人々に必要な社会保障が行きわたるようになる、云々。

**三つの論点** またこれに付随して、主には反対派への反論というかたちで、概ね以下三点に集約されるような主張も展開されているようである。

(1)金持ちに対しても貧乏人と同じ「給付」をすることになるが、そうした「不公平」については金持ちから税金で多く「負担」させればよい。すなわち、「給付」だけを取り出して議論するのではなく、「負担」（応能負担）もセットで議論すればよい。

(2)憲法の保障する「基本的人権」は「すべて」の国民に保障されたものであり、所得や財産が多いか少ないか等を理由に差別や制限をしてはならない。「普遍主義」的な社会保障制度は憲法の要請するものであり、この点は共産党・社民党・日弁連（日本弁護士連合会）も一致している。資本家階級（搾取階級）であることを理由に社会保障給付を制限することは立憲主義に反することである。

(3)現在でも、すでに憲法第二六条にもとづいて義務教育については金持ちにも貧乏人にも平等に「無償」となっている。また党も、中期政策のなかで、医療や介護については「基本的に公費でまかなう」とし、定額基礎年金については受給資格を「居住期間」のみとしてきたのであって、それら主張を掲げるに際しては、金持ちであるか貧乏人であるかを一切区別していない。すなわち、「普遍主義」は憲法ならびに党の中期政策に基づいた主張であり、それに反対することは憲法と党の中期政策に反対することである。

以下、今しがた「付随的」として整理した三点を中心に検討を行なっていこう。また、最初に「柱」として整理した執行部側の主張については、終わりの方で触れていく。

### 三、批判「金持ちに負担させればよい」

まず、第一点目の主張（反対派への反論）、すなわち、金持ちに対して「給付」をしたとしても、その分以上に税金を「負担」させればよいではないか、という主張について検討してみよう。

現在、この主張を、具体的な数字も交えながら精力的に展開しているのは、執行部において総務局長の要職を務める千葉雄也氏である。

氏は次のように主張される、すなわち、民主党政権が導入しようとした所得制限のない子ども手当（すべての子どもに月額二万五千円⇨年額三十万円）については批判もあったが、「私たち」が主張しているように、所得税率を当面八九年時に戻せば、課税所得一千万円の人に対しては所得税が現在よりも三十四万六千円増えるはずで、そうなれば、この高所得者に対しては、子ども手当が年間三十万円「給付」されたとしても、それを上回る「負担」増が生ずるはずだ、このように、「給付」だけを分離して議論するのではなく「負担」もセットで議論しなければならぬのであって、「給付と負担」を分離して議論する「一部」の「風潮」には「違和感」を覚える、云々。

さて、氏のこの議論は正当なものであろうか。まずもって、細かい話で申し訳な

いが、民主党政権が目指したのは子ども一人月額二万五千円ではなく二万六千円だったはずで、氏のいうところの高所得者への「給付」はもう少し多いはずだし、税率を戻すことによる高所得者の「負担」増の方はというと、氏の計算よりは一万円少ないはずではなかるか。つまり、この高所得者の差し引き負担増は、氏のいう四万六千円ではなく、その約半分の二万四千円というのが本当であろう。

**疑問** だが、こうした細かい話は脇に置くとして、率直に疑問に思うのは、わが党の先の大会における第四号議案（当面の重点政策）では「子ども手当」として「すべての子どもに月額三万円」を掲げているにもかかわらず、なぜわざわざ過去の他党（民主党）の要求金額をベースにして議論をするのか、ということである。ちなみにわが党が掲げようとしている月額三万円で計算してみよう。すると、氏の議論はたちどころに崩壊する。先の課税所得一千万円の高額所得者における「給付」増は年三十六万円となり、増税による年三十三万六千円の「負担」増を上回る新たな「給付」が生じることになる。増税によって「相殺できる」とした氏の議論は成り立たなくなるのである。つまり氏は、執行部の一員として「月額三万円」を提起しておきながら、それをベースにして議論したのではまずいことになるので、さりげなく数値を過去の民主党政権時代のものに入れ替えつつ、あたかも「負担増による給付増の相殺」が高所得者層において一般的に成り立つかのように議論を展開しているにすぎないのではあるまいか。それで党員を納得させられると思っておられるのだろうか、党員もなめられたものである。

また、世帯のモデル設定も極めて恣意的である。なぜ子どもが一人だけの世帯をモデルにして議論をするのだろうか。その理由もおそらくは簡単で、子どもを二人としたのでは「給付」が大幅に増えてしまい、増税による「負担」増ではとうてい「相殺」できず、氏の主張が成り立たなくなってしまいうからではあるまいか。月額三万円で成り立たないのはもちろんのこと、月額二万六千円であってもとうてい成り立たない。ちなみに「児童のいる世帯の平均児童数」は「一・七一人」（厚生労働省「平成三十年国民生活基礎調査」）である。モデル設定するのであれば、子どもの人数は二人とするのがより合理的であるはずだ。つまり、「世帯主の課税所得一千万円、配偶者は無職もしくはパート、子どもは二人」という世帯モデルである。

**課税所得とは** ここでいう課税所得というのは、たとえば給与所得者であれば、年収から、給与所得控除、社会保険料控除、基礎控除等を行なった後の金額をさす。それが一千万円というのは、年収ベースでいえば、ざっくり計算して約一千四百十万円である。ちなみにこの年収は、資本家階級のうち、規模五百人以上一千人未満の企業の「監査役」ないしは「監査等委員」のそれにほぼ等しい。（人事院「平成二十九年民間企業における役員報酬（給与）調査」参照。）

資本家階級の下っ端クラスの年収とみていいだろう。そして、子ども手当を所得制限なしで給付したような場合には、所得税の税率を八十九年当時に戻したとしても、この資本家階級のモデル世帯においては増税分ではとうてい相殺しきれないような「給付」の増が生ずる、というのが、ここでの計算結果から導かれる結論である。

**補足** なお三点ほど補足する。

第一に、氏は、税率を八十九年当時に戻すことによる「負担」増については所得税によるそののみを取り上げ、住民税の「負担」増の方については触れていない。ざっと計算してみると、その金額は、課税所得一千万円の場合、年十九万三千円ほどになるが、それを加えたとしてもなお、今しがた示した計算の結論部分は維持される。

第二に、現在、児童手当については所得制限を上回る世帯についても特例給付として月額五千円が支給されている。したがって、これを前提して計算すれば、先の資本家階級のモデル世帯における給付の増え方は少なくなるが、そうであっても先の計算の結論部分は維持される。

第三に、追って述べるように、本稿は、高所得者に対する社会保障給付金の給付制限はあり得るとする立場であるが、この立場は、給付増が負担増を上回るケースにだけ特化したものではなく、逆の場合も含めた全般的なものである。したがって、ここまで行なってきた計算は、本稿にとって本質的な意味を持つものではまったくなく、ただ千葉氏の計算の恣意性を指摘し、党内討論を客観的なものにする一助としてこれを行なったにすぎない。

#### 四、連合政府と所得制限

「憲法を生かす連合政府」の段階の社会保障政策において、金銭給付（児童手当等）の際の所得制限をどうするか、また現物サービス給付（医療等）の際の負担金をどうするかといった問題については、さまざまなケースがあり得る。またそれぞれの給付ごとに複雑な歴史的経緯があることから、一律には進まないことも十分考えられる。

**原則** まず原則をいえば、最低賃金等の大幅な改善とあわせて、強度の累進的な所得課税等が個人と法人に対して実施され、課税後に残る所得格差の解消が相当のレベルに達するようになるならば、所得制限を外す、あるいはサービス給付の際の負担を全面無償化する、ということは当然である。われわれの闘いの目標もそこにあるはずだ。

**経過措置** だが、そこまで到達できない段階では、経過的措施として、高所得者に対する所得制限を残し、あるいはサービス給付の際の負担を求め、それによって浮いた財源で、低所得者に対する給付やサービスをさらに厚くしていくということだ。って当然あり得ることである。

また、所得制限を残す場合の残し方についても、いくつか段階を設けることもあり得る。たとえば子ども手当の例でいえば、三万円かゼロか、ではなく、労働者階級をはじめとした勤労諸階級の圧倒的多数には満額支給を確保しつつ、高所得者に対してはその所得段階に応じて、支給額を二万円、一万円、ゼロとする等である。また、所得制限が非常に低い段階から始まっているものについてはこれを緩めさせる闘いも重要である。たとえば、ひとり親世帯に支給される児童扶養手当の場合、

満額（月額四万二千五百円）を受給できるためには、扶養する児童が一人であれば年収が百六十万円未満であることが条件となっているが、これについては大幅に緩めて引き上げなければならぬ。

また、さまざま歴史的経緯により、累進的な所得課税等がなされないままで所得制限が先行的に撤廃される、あるいは無償化が実現されるということもある。社会保障とならんで基本的人権の構成要素をなす教育などがその例だ。憲法第二六条は、「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける」ことを国民の「権利」とするとともに、「義務教育は、これを無償とする」とした。「無償の公教育」をはじめてうたったのはフランス革命期の一七九一年憲法であり、「教育を受ける権利」を最初に明文化したのはロシア革命後のソ連邦憲法である。それは第二次大戦後の労働者階級の闘いの前進と発展により資本主義諸国にも広まった。資本家階級が一定の質の労働力を必要としたという事情もあるだろう。そうした歴史的経緯の中でのが国憲法の第二六条である。したがって連合政府の闘いは、ここを起点に、累進課税等の強化をはかりつつ、無償化をさらに大学等にまで広げていく、また、無償といいつら全面的にはそうなっていない義務教育等をさらに改善させていくということが、その主たる内容となる。

**連合政権の最優先課題** さらに、こうした所得制限撤廃や無償化が、時の政権の思惑に主導されてゆがんだ形で前に進むこともある。この十月からスタートした幼保無償化などはいい例だ。保育料（市町村が決定）については、従前からすでに住民税非課税世帯については第二子から、生活保護世帯については第一子から無料であり、課税世帯についても所得に応じた段階的な保育料の設定がなされていたわけであるから、最優先課題は一律無償化ではなく、待機児童や無認可保育所の放置を解消するための公立保育所の増設であり、また保育士の賃金・労働条件改善による安全で質の高い保育の実施にあったことは明らかだ。

一律無償化は、こうした最優先課題から国民の目をそらすために行なわれたのである。しかも財源には消費税の増税分を充てるという。したがって、こうした状況を引き継がされた連合政府は、消費税率を下げるとともに累進的な所得課税等を強化し、これを財源として、放置された最優先課題の解決に真っ先に取り組んでいくことが第一の任務となるだろう。

## 五、基本は連合政府の権力基盤

いずれどのような施策を採用するにしろ、肝心なことは、労働者階級からの支持とその組織をしっかりと固め、動揺する中間的諸階級をひきつけ、独占資本家階級と闘っていくということである。すべてはこの観点から検討され、吟味され、決めていかなければならない。

特にわれわれが肝に銘じておかなければならないのは、独占資本家階級に対する強度の累進課税のもとで、労働者階級や勤労諸階級に対する強度の「再分配」が行なわれるような「社会」というものは、あたかも独立した一つの「経済的社会構成体」であるかのごとく安定的に持続するものとして出現することはけっしてない、

ということである。連合政権下の「社会」は、いうまでもなくいまだ資本主義社会であり、歴史の歯車を逆に回そうと死に物狂いで抵抗する独占資本家階級と、「強度の累進課税」と「強度の再分配」を掲げて勤労諸階級を結集しつつさらに前（社会主義）に進もうとする労働者階級との、激しい階級闘争の場となる。すべてを決するのは、革命情勢の成熟に対応できる労働者階級の「組織された力」である。所得制限の撤廃というものは、それ自体を何かしらの「基準」に祭り上げ、原理主義的に追求すべきものではけっしてない。そのようにしたがるのは、その先にベールシクインカムという夢を追う者の悲しき性（さが）である。

（つづく 佐々木一雄）

## ◇読者からのおたより◇

### 地底（じぞこ）のうたを歌う会 演奏会 ご案内

有明の海の 底深く 地底にいとむ男たち 働く者の火をかかげ

豊かな明日と 平和のために たたかい続ける 革命の前衛 炭鉱労働者

◇日時 2019年12月15日（日）13時30分～15時30分（開場13時）

◇会場 京成労働会館 ホール（会館の住所 千葉県習志野市津田沼4丁目8-12）

最寄り駅（京成線津田沼駅南口から徒歩約2分、JR津田沼駅南口から徒歩約12分）

◇プログラム（入場無料）

私鉄全国音楽集団、メーデー合唱団、日音協千葉県支部（合唱団ミール）、

休憩（15分）、京成吹奏楽団、『地底のうた』合唱

※終了後感想会を予定しています。お時間のある方はご参加ください。

◇一緒に歌いましょう！

1963年、11月9日、三井三池三川炭鉱じん爆発は、有明けの海深く掘られた坑内で働く炭鉱労働者458人の命を奪い、839人の一酸化炭素中毒患者を出し、その苦しみは今も続いている。事故から56年。命と権利の犠牲めうえに巨大な富を築いてきたこの国の暴挙は、いよいよ狂気を帯び始めている。

いつでも、どんなときでも、歌は私たちに力を与えてくれる。

いまこそ、『地底のうた』を歌いひろめ、つながっていきましょう。

〈2019年の練習日〉

①11月4日（月）祝13時～17時 練習会場 京成労働会館 3Fホール（最寄り駅は右に同じ）

②11月17日（日）15時～18時 練習会場 菊田公民館 3F会議室

菊田公民館（京成線津田沼駅南口から徒歩約6分、JR津田沼駅南口から徒歩約16分）

③12月1日（日）13時～15時 練習会場 京成労働会館 3Fホール（最寄り駅は右に同じ）

・合唱指導 鈴木賢二さん（京成吹奏楽団）

・伴奏 松本政夫さん（私鉄音楽集団）

・楽譜は当日会場でお渡しします。

※ご参加を希望される方は、左記連絡先に一報頂けるとありがたいです。

◇連絡先・問い合わせ先 鈴木賢二 携帯 ○九〇―四四三九―三三五〇（京成吹奏楽団）

◇主催 『地底のうた』歌う会実行委員会

（参加団体） 私鉄全国音楽集団、京成吹奏楽団、日本音楽協議会

「介護保険についての要望書」を全国会議員に提出 10月16日、介護保険ホットライン企画委

員会（市民福祉情報オフィス・ハスカップの小竹雅子さん他）等は、来年の通常国会に向け、「介護保険についての要望書」を全ての国会議員（衆院議員465人、参院議員245人）に渡しました。その前文で述べていますが、「8月末、厚労省が示した論点（「今後の検討事項」の基調は、一貫して「給付削減と負担増」であり、介護保険制度の根幹を揺るがし、高齢者の尊厳ある生活を破壊するだけでなく、介護離職など現役世代にも深刻な影響を及ぼす」と強調。要望事項は次頁4つ。

時宜を得た取り組みで拍手、だが、私のもうひとつ心配―各地で急がれている「地域包括ケアシ

システムの深化」が、総動員的にまちづくりとして推進され、社会保障・社会福祉の市場化・営利化と相まって、市場に登場できない人々(10割負担の介護商品を買えない人々)の孤立化等の深刻な問題も目立つ。医療・介護現場の長時間過密労働による介護利用者へのしわ寄せ、安倍首相の61項目インセンティブ(目標達成) 交付金の悪影響等、地方議会等へ請願書提出に向けて、考えて行きたい。

【要望1】要介護1、2の認定者への給付を地域支援事業に移すことに反対します。認定者の個別の状況や生活実態を把握することなく、「要介護度」のみで「軽度者」と判断するのを撤回してください。要支援認定者(要支援1と2)への地域支援事業への移行の影響も十分に把握しないまま、さらに要介護1と2の認定者への給付を削減することに反対します。要支援認定者を含めて、認定を受けた人の在宅生活に不可欠な「生活援助サービス等」へのさらなる給付の充実を検討してください。

【要望2】ケアマネジメントの10割給付を維持することを求めます。

【要望3】施設サービスへの補足給付のさらなる充実を求めます。

【要望4】利用者負担の検討には、実態調査にもとづく合理的な見直しを求めます。

以上ですが、これについては左記ホームページに、詳細でわかりやすい解説が公表されています。ご覧いただくことを願っています。 <http://naskap.net/2019/10/20191016.html> (宮本嘉峰)

**福山市議選に向けた学習会** 福山市議選に向けた学習会が、10月10日「みやび」でありました。現職組合員、退職者が多数結集しました。学習会では福退教の北村剛志支部長が、選挙の取り組みの重要性和初めて組織内の候補(江草要さん)を立てた1980年からの市議選のたまたかについて語られました。

北村支部長は、「教え子を再び戦場に送らない」という先輩たちの想いの中で教職員組合が結集され、教育労働者として勤務条件(賃金・待遇)の改善、女性教職員の権利(産休・育休制度、代替の配置)などの各制度の確立など勝ち取った歴史・進めてきた民主教育の歩みを私たちに思い出させていただきました。

ところが、保守政権による戦後民主教育への攻撃が始まります。これらに対して、教職員組合は、他の民間労働組合・民主団体、さらに保護者とともに教育現場の混乱と山積する教育課題にとりくむため「教育を語る会」「教育白書」運動議会運動を展開してきました。その中で議会の中で私たちの思いを発言する代表が必要と「すべての子どもたちにゆきとどいた教育を」をスローガンに市議会議員選挙に取り組みました。江草要さん(1980年)・河相博子さん(1992年)・西本章さん(2004年)と40年間連続して代表を送って現場の声や子ども・保護者の実態を市議会に訴え施策を実施して来ました。議会活動を通して民主教育を支えて来た歴史を熱く語られました。

『福退教たより』252号 2019年10月23日広退教福山地区支部より)

**第31回全国交流会** 10月5日〜6日、姫路市内のホテルで第31回コミュニティ・ユニオン全国交流会が530名を超える参加者によって開催されました。会場には全国から駆け付けた各ユニオンの仲間があふれ、あかし地域ユニオンから30人が参加しました。

実行委員会を代表して挨拶した上山代表は、「阪神・淡路大震災の翌年1996年にしあわせの村で開催した第8回全国集会を思い出す。あれから23年、パワハラ・セクハラ・いじめの相談が格段に増え、長時間労働で倒れる労働者、非正規そして貧困で苦しむ労働者が増えている。闘う労働組合への弾圧も強まっており、今こそ、労働組合のつながりが必要である」ことを強く訴えました。来賓として参加された連合非正規センター代表、自治労本部代表、福島瑞穂参議院議員も、それぞれの立場から決意を述べられました。

活動方針柱は①全国で労働相談・組織拡大を進め、コミュニティ・ユニオンのネットワークを広げよう、②最低賃金をすぐ全国で千円を、無期雇用転換労働者の均等待遇・差別解消を実現しよう、③裁量労働制対象の拡大、解雇の金銭解決制度の法制化を阻止しよう、④安倍政権の憲法改善を阻止しよう、⑤誰もが安心して生活できる社会をめざして、さまざまな労働組合、社会団体との連帯の輪を広げようの5項目が提案されました。『あかし地域ユニオン』No.240、10月号より)